

## 「その他証明書」について

### 法人：商業登記簿謄本（写し可）

全部事項証明書（謄本）の履歴事項証明書または現在事項証明書で、法務局で取得して下さい。

ただし、申請日の3か月以内に取得したものに限ります。

### 個人：代表者身分証明書（写し可）

代表者の本籍所在地の役場にて取得して下さい。

ただし、申請日の3か月以内に取得したものに限ります。

「身分証明書」とは、破産宣告を受けていない、などの事項を首長が証明するものです。運転免許証、保険証、パスポートなどとは違いますので、ご注意ください。代表者の本籍地でのみ取得でき、窓口にて「身分証明書」と申請していただければ取得することができます。